

臨時部会（児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討部会）
の審議期間の延長について

標記臨時部会は、令和4年度第2回世田谷区児童福祉審議会本委員会において設置を承認され、令和4年8月22日に第1回目の検討を開始し、同年12月末時点で計5回部会を開催し、検討を進めてきたところである。

区における対応を検討するにあたっては、これまで子どもの権利擁護に率先して取り組んできた世田谷区として、子どもの権利擁護を担っている既存の機関や社会的養護の当事者からのヒアリングを丁寧に進めていく必要があることから、3回に分けて各関係機関や当事者からのヒアリングを実施してきた。

また、国においても改正児童福祉法を踏まえた取組みについて検討が進められており、今後、具体的方策等が示される予定とされている。さらに、東京都においても、子どもの意見表明を支援する仕組みの在り方に関する検討を行うため、東京都児童福祉審議会専門部会を設置し議論が行われており、令和4年12月に検討を終えたところである。

当初、臨時部会での審議は令和4年12月に終了することを予定していたが、こうした動きも踏まえながら、世田谷区としてのあるべき姿について十分に議論を深めながら取りまとめる必要があることから、令和4年12月時点で検討結果を取りまとめることは難しいと判断した。このような状況を踏まえ、審議期間を令和5年6月まで延長し、審議日程を下記のとおり変更する。

記

【変更前】

令和4年	8月	第1回部会開催
	9月～11月	第2回、第3回部会開催
	12月	第4回部会開催（検討結果とりまとめ）
令和5年	1月	児童福祉審議会本委員会（検討結果の報告）

【変更後】

令和4年	8月～12月	第1回～第5回部会開催
令和5年	1月	児童福祉審議会本委員会（中間報告）
	2月～3月	第6回、第7回部会開催
	5月～6月	第8回、第9回（予備）部会開催（検討結果とりまとめ）
	6月下旬頃	児童福祉審議会本委員会（検討結果の報告）